



# 島根県報

令和2年10月16日（金）

号外 第 124 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

補助金等交付規則第3条の規定により採用ブランディング支援補助金の交付の対 象等を定める告示 (雇 用 政 策 課) 2

**告 示****島根県告示第617号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32条）第3条の規定により、採用ブランディング支援補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

令和2年10月16日

島根県知事 丸 山 達 也

**1 補助金等の名称**

採用ブランディング支援補助金

**2 交付の目的**

中小企業等が女子学生を対象とした採用ブランディング（企業が求める人材を採用するための戦略及びその取組をいう。以下同じ。）に取り組む場合に、当該中小企業等に対してその経費の一部を補助することにより、中小企業等の採用力向上を図ることを目的とする。

**3 交付の対象者**

次に掲げる要件を全て満たす中小企業等（みなし大企業（採用ブランディング支援補助金交付要綱（令和2年10月2日付け雇第746号。以下「交付要綱」という。）第3条第2号に規定する「みなし大企業」をいう。）及び情報通信業を除く。）とする。

(1) 資本金の額若しくは出資の総額（以下「資本金等の額」という。）が3億円（小売業（飲食店を含む。以下同じ。）又はサービス業を主たる事業とする企業については5,000万円、卸売業を主たる事業とする企業については1億円）を超えない企業又は常時雇用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする企業については50人、サービス業又は卸売業を主たる事業とする企業については100人）を常態として超えない企業であること。ただし、医療法人、社会福祉法人及び特定非営利活動法人その他の資本金のない企業にあつては、企業全体で常時雇用する従業員の数が300人を常態として超えない企業であること。

(2) 次のアからエまでの要件を全て満たすこと。

**ア 初任給（月額）**

大学卒184千円（「2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査における職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況」に基づく大学新卒（事務）初任給の平均値（島根県人事委員会調査）を参考とした額）以上であること。

**イ 福利厚生**

法律で定められた制度以外で独自の制度を設けていること。

**ウ 採用計画**

2022年から2024年までの3年間に1人以上、新規大卒等の正規職員の採用計画があること。

**エ 採用実績**

2021年内定並びに2019年及び2020年の新規採用実績（第二新卒（交付要綱第3条第4号に規定する「第二新卒」をいう。）を含む。）のうち、採用計画数に達していない年があること。

(3) コンサルティング会社と新たに契約を締結し、採用ブランディング計画を策定の上、取り組むこと。

(4) 県税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第5項の規定に該当する営業を行う事業者（これらの営業の一部を受託するものを含む。）でないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

- (7) この補助金の交付申請又は交付決定時点において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

4 交付の対象となる科目、補助対象経費及び対象事業期間

科目	補助対象経費	対象事業期間
委託料	女子学生をターゲットとした採用ブランディングを目的に契約する外部コンサルティング費用	補助金の交付決定の日から、交付決定の日の属する年度の3月15日まで
人件費	採用ブランディングの担当者として新たに採用する専任社員の給与費（手当等を除く。）	
採用ブランディング計画に基づく以下の経費		
広報費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採用に係るパンフレット、チラシその他の資料の印刷費</li> <li>・人材確保を目的とした広告宣伝費</li> <li>・自社ホームページの改修費</li> <li>・就活サイト登録料</li> </ul>	
備品購入費及び工事費	社内環境向上のための備品購入費及び工事費	
その他経費	上記に掲げるものの他採用ブランディングに要する経費	

5 補助金の額等

補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（額の算定に当たり千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）以内とし、交付上限額は3百万円とする。